

# Child 子どもを守る Saving

10 喜多明人さんと  
原ひとみさんの対談

生きる権利	育つ権利
子どもは、どんな差別も受けることなく、人間らしく生きる権利をもっている。	子どもは、教育を受ける権利をもっている。学校で楽しく学習したり、遊んだり、休んだりすることができる。
子どもの権利条約 4つの理念	
守られる権利	参加する権利
子どもは、虐待や暴力から守られたり、社会保障を受ける権利をもっている。国は、障害のある子どもが尊厳をもって社会に積極的に参加できるように環境を整えなければならない。	子どもは、自分に役立つ情報を知り、意見を言ったり自分を表現することができる。子どもの意見は尊重されなければならない。



「子どもの権利条約」普及に大きな役割を果たした通称「ブルーパンフレット」



# 子どもの権利を守るため 支援システムの構築を

「子どもを守る」シリーズ 10

1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」。日本では、94年に批准され、現在では国内法として機能しています。「子どもを守る」シリーズ10回目は、日本における子どもの権利研究の第一人者で、積極的に普及・啓発活動を行う早稲田大学教授の喜多明人さんと、2011年まで「子どもの人権連」事務局長を務めた日本教職員組合の原ひとみさんにお話をいただきました。



喜多明人  
(きた・あきひと)  
早稲田大学文学部教授。子どもの権利条約の日本での批准に向け、1991年に子どもの権利条約ネットワークを設立。2002年には子どもの権利条約総合研究所を設立、同代表を務める。

「子どもの権利条約」制定の動きは、1959年に国連が公布した「子どもの権利宣言」から始まります。喜多 宣言20年を機に国際的な検証作業を行った結果、「宣言」という言わば申し合わせだけでは効果があがらないということが分かりました。そこで、79年にポーランドが条約案を提出し、89年の「子どもの権利条約」国連採択へとつながるのです。その間、条約の理念を日本社会に普及・啓発していく上で、非常に重要な役割を果たしたのは日本教職員組合が中心となって組織した「子どもの人権連」です。子どもの人権保障を目的にした市民団体が立ち上がったことは大変意義深いことでした。原 子どもの人権連は、86年に志をともにする労働組合や解放同盟などをつくったNGOです。当初は少しでも多くの人に子どもの人権について考えてもらおうと、日本での批准に向けたパンフレットや会報の制作、勉強会の開催などを行いました。喜多 特に条約採択直後、ブルーパンフレットと呼ばれる解説付き冊子を発行し、「子どもの権利条約」という名称を日本に定着させた功績は大きいと思います。国連の条約は、政府訳が国内に広がっていくのが一般的です。実はこの時、外務省では慣習上「child」を「児童」と訳すことから、「児童の権利条約」と訳したのですが、社会ではブルーパンフレットのタイトルとなった「子どもの権利条約」

定感が著しく低下していますよね。他国と比べても学習意欲や人と関わろうとする意欲、立ち直ろうとする意欲などがおしなべて低い。これは深刻な問題です。私は、こうした問題も子どもたちが能動的に活動できるようにすれば劇的に改善できると考えています。原 一昨年の国連子どもの権利委員会、日本の学校があまりにも「競争主義的」であるとされ、その点を是正するよう勧告がなされました。一方で、義務教育期間の学力調査などが新たに導入されるなど、子どもたちを「点数」によって序列化する方向への流れも進んでいます。「本当の学力」や「生きる力」を育む環境とは逆行しているように感じます。喜多 競争社会、成績での序列化というのは、友だち関係の序列化につながり、子どもたちに大きなストレ

## 教育現場での実践のために 支援システムの構築が急務

喜多 子どもと「ともに生きる」には、子どもの意思表示をきちんと受け止める「聴く力」や、子どもたちが本来の力を発揮しやすく「支える力」、そして失敗から学ぶまでをじっと見守る「待つ力」などが問われます。これはたとえどんな力量のある人であっても一人では厳しい。学校全体でのとりくみが求められます。今後は、子どもの支援と学校や教師の支援体制を一緒に考えていく必要があります。その点で参考になる

で認知され、論文や新聞雑誌で取り上げられ、広まりました。条約では18歳までが対象ですから、やはり「児童の権利条約」では伝わりにくかったと思います。原 批准後も、地域との対話や子どもの声を聴くなどの活動を続けてきましたが、条約の理念を正しく理解してもらおうことの難しさを痛感しました。必ず大人から「子どものわがままを助長させることにつながる」という懸念の声があがるのです。喜多 条約が採択されるまでの審議をリードしてきたポーランド代表のアダム・ロパトカさんは「条約を通して、子どもと向き合う大人の態度、姿勢の変化を促したかった」と述べています。この考え方は12条「子どもの意見表明権」に象徴されます。それは「子どもはだんだん人間になるのではなく、すでに人間である」(※1)のだから、「ともに生きる」存在だという理念に基づいています。これは社会や教育現場に、「子ども観」の見直しを迫るものだと思います。

## 「子どもの権利条約」の理念 学校や地域でどう生かす？

原 学校でのいじめの問題においても、そうした「子ども観」がとても大事だと思います。いじめ、子どもの「自死」は、私たち教職員自身も「教師と生徒」ではなく、「人間同士」として向き合えているのかどうかを重

の、韓国の事例です。韓国(京畿道・光州広域市)では、子どもの権利条例と教権保護条例、ないし教権保護憲章をセットで定めています。つまり、子どもの支援のためには教師の専門性を高めることが大事ですが、そのためには、まず教師を支援するシステムを作らなければ、というわけです。具体策として、教師支援センターを設置し、教師が困った時にはセンターがいつでもバックアップできるようにしています。原 国内でも、いじめ自殺の問題がきっかけでできた兵庫県川西市の「子ども人権オンブズパーソン」(※2)などは、子どもの気持ちに寄り添った学校支援のできる制度だと思います。喜多 まさに「学校の応援団」ですね。学校の限界をカバーできる福祉的支援の制度です。これからの時代は、学校にもスクールソーシャルワーカーのような、学校支援職員が必要だと思います。同時に、子どもや学校を励ましながらか、ともに学校づくりをしていくという温かな視点を大切にしたいですね。

原 そういう意味では、各地での「子どもの権利条例」の動きに期待しています。子どもたちとともに、地域の実情に合わせた条例づくりをすすめることこそが、「子どもの権利条約」の普及と言えるのだらうと思います。司会 構成 「子ども応援便り」編集長 高比良美穂

## 原ひとみ (はら・ひとみ)

1985年から大阪府内の中学校で教員として勤める。大阪府教職員組合女性部役員、中央執行副委員長を経て、2010年に日本教職員組合中央執行委員に就任。同年から2年間、子ども人権連の事務局長を務める。



く受け止めなければなりません。私も、自らを振り返り、子どもたちの話をきちんと聴けていたか、子どものシグナルを見逃してはいなかったか、十分な対応がとれたのか、と悩んだことがあります。そうした中で、一人で行えることの限界も知りました。学校全体で、子どもたちに寄り添う体制をつくっていくことが大切だと思います。喜多 いじめは人権侵害の最たるものです。子どもたちには「自分が悪いのではない。いつでも助けを求めていいんだよ」ということを伝えたい。子どもたちが自分の権利を自覚し、SOSを出しやすくするためにも、SOSを受け止める側の体制づくりは大事です。それと同時に、いじめの問題は、子ども自身が解決主体として動くことが重要なのです。最近日本の子どもたちの「自己肯

※1 子ども権利の擁護者として知られ、権利条約に大きな影響を与えたとされるポーランドの医師、ヤヌシュ・コルチャックの言葉。  
※2 いじめや虐待など、あらゆる子どもの人権侵害の相談を受け、助言・調整・調査・勧告などを行い、権利回復を図ろうとする第三者機関。